

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月24日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第 4 号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 3 の 3 の項中「三次市四拾貫町字三重790番26先（三次東ジャンクションインターチェンジ）」を「三次市吉舎町海田原字殿平37番35先（吉舎インターチェンジ）」に改め、同表 7 の 2 の項の次に次のように加える。

7 の 3	一般国道 2 号（東広島バイパス）	広島市安芸区瀬野南町字一井木山240番 2 先から 安芸郡海田町浜角2013番まで
-------	-------------------	--

別表第 2 9 の項の次に次のように加える。

9 の 2	一般国道 2 号	広島市中区光南三丁目893番 2 先から 広島市西区観音新町四丁目2874番138先まで
-------	----------	---

別表第 2 14 の項中「一般国道54号」の次に「（可部バイパス）」を加え、「広島市安佐北区三入二丁目467番 1 先」を「広島市安佐北区大林町字浜ヶ谷906番 1 先」に改め、同表56 の 3 の項中「広島市中区光南四丁目 6 番先」を「広島市西区扇一丁目 1 番先」に改め、同表79の10の項の次に次のように加える。

79 の 11	広島市道安芸 1 区瀬野線	広島市安芸区上瀬野一丁目1611番先から 広島市安芸区上瀬野南一丁目1788番 2 先まで
79 の 12	広島市道安芸 1 区中野瀬野線	広島市安芸区瀬野一丁目239番66先から 広島市安芸区上瀬野南一丁目1788番 2 先まで

附 則

この公安委員会規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。